

第11回香南市農業委員会議事録（令和2年11月）

1. 開催日時 令和2年12月2日（水） 午前9時20分から午前11時18分

2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室

3. 出席委員（36人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（17人）

1番小松英介、2番松山 好、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、14番乾 祐司、15番水田 恭二、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員 （推進委員） 3番宮崎誠二、8番岩川 覚

5. 議事日程

(1) 開 会（会長）

(2) 議事録署名委員の指名 8番近森 一夫 9番柳本章

(3) 議 事

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更（後期）について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①農地のあっせん申出について

②農業委員会法改正5年後調査の報告について

6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦
農業委員会事務局主任 宇田道太郎
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法
農林水産課係長 寺田 大介

7. 会議の概要

議長 ただいまから、第11回の香南市農業委員会を開催いたします。
今年も余すところわずかとなり、何かと慌ただしい毎日となってきました。
11月25日の佐古地区を皮切りに人・農地プラン実質化に向けた地区別会合も始まっております。お忙しい時期ですが、委員の皆様には、コロナウィルス対策等、健康にも留意されながら、活動を頑張っていたいただきたいと思います。
本日は、農業振興地域の除外申請の審議がございますが、その前に、本日の出席委員の報告を願います。

(開会9時20分)

事務局 本日の出席委員は19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、欠席の連絡がありましたのは3番、8番推進委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。8番近森委員、9番柳本委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願います。
本日は農振の除外審議のための現地確認がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バスでの移動を自粛し中止することとしましたので、よろしくお願います。

議長 それでは、議案第1号農業振興地域整備計画の変更後期についてを議題といたします。
それでは農林水産課より説明を願います。

農林水産課 それでは香南市農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。今回、農用地区域からの除外が17件、用途変更が2件の合計19件となっております。除外は17件の内、野市町が13件、香我美町が3件、夜須町が1件です。用途変更は野市町1件、夜須町1件となっております。

1ページをお願いします。整理番号1番になります。除外後の用途は携帯電話の無線基地局、農地区分は第1種農地に該当します。変更面積は3,366㎡の内4㎡、除外の5要件もすべて満たしております。また隣接地の同意も提出をされております。2ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、3ページをお願いします。整理番号2番になります。除外後の用途は一戸建住宅用地、農地区分は第1種農地になりますが、農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当しております。変更面積は568㎡の内431.05㎡となっております。除外の5要件も全て満たしており隣接地の同意も提出をされております。4ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして5ページをお願いします。整理番号3番になります。整理番号2番の進入路として除外するものです。農地区分は先程と同じで第1種農地ですが、集落接続に該当しております。変更面積は836㎡の内68.93㎡、除外の5要件及び隣接地の同意も提出されております。6ページは先程と同じ土地利用計

画図となっております。

続きまして7ページをお願いします。整理番号4番になります。除外後の用途は集合住宅2棟、農地区分は野市駅から850m以内にあるため第2種農地に該当します。変更面積は868㎡ですが、全体の事業面積が1,000㎡を超えておりますので、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課の担当者とも現地確認を行いました。除外の5要件も全て満たしております。なお、隣接地の同意及び排水同意書は現在取得中の状況です。8ページは土地利用計画図となっております。

続きまして9ページをお願いします。整理番号5番になります。除外後の用途は事業所駐車場となっております。農地区分は野市駅から概ね300m以内にある第3種農地に該当します。変更面積は266㎡ですが、全体の事業面積が1,000㎡を超えておりますので、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課の担当者とも現地確認を行いました。除外の5要件も全て満たしており、排水同意書も提出されております。10ページは土地利用計画図となっております。

続きまして11ページをお願いします。整理番号6番になります。除外後の用途は集合住宅2棟、戸建賃貸住宅3棟となっております。農地区分は市役所本庁から概ね300m以内にある第3種農地に該当します。変更面積は1,831㎡になっており、市の土地環境保全条例に該当するため担当課とも現地確認を行いました。除外の5要件も全て満たしております。なお、隣接地同意書、排水の同意書につきましては提出されております。12ページは土地利用計画図となっております。

続きまして13ページをお願いします。整理番号7番になります。除外後の用途は農業用倉庫2棟、農地区分は第1種農地に該当しますが、農地法施行令第4条第1項第2号イの農業用施設に該当しています。変更面積は1,067㎡の内243.82㎡、除外の5要件も全て満たしております。隣接地同意書も提出されております。14ページは土地利用計画図となっております。

続きまして15ページをお願いします。整理番号8番になります。除外後の用途は一戸建住宅地、農地区分は第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当しております。変更面積は1,067㎡の内355.98㎡、除外の5要件も全て満たしております。隣接地同意書も提出されております。16ページは土地利用計画図となっております。

続きまして17ページをお願いします。整理番号9番になります。除外後の用途は水路、面積は4.31㎡、申請地につきましては、20年以上前から水路として使用しており、現況に合わせて地目変更するための申請となっております。18ページは現況図となっております。

続きまして19ページをお願いします。整理番号10番になります。除外後の用途は工場敷地、資材置場及び駐車場、農地区分については、その他の第2種農地に該当します。変更面積は合計で527㎡。除外の5要件も全て満たしており、隣接地の同意書も提出されております。20ページは土地利用計画図となっております。

続きまして21ページをお願いします。整理番号11番になります。除外後の用途は駐車場及びゴミ集積場、農地区分は市役所本庁から800m以内にあるため第2種農地に該当します。変更面積は78㎡、除外の5要件も全て満たしており、隣接地の同意書も提出されております。22ページは土地利用計画図となっております。

続きまして23ページをお願いします。整理番号12番になります。除外後の用途は事業所用駐車場、農地区分は市役所本庁から800m以内にあるため第2種農地に該当します。変更面積は2,366㎡、全体の事業面積が1,000㎡を超えておりますので、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課の担当者とも現地確認を行いました。除外の5要件も全て満たしており、隣接地の同意書及び排水同意も提出されております。24ページは土地利用計画図となっております。

続きまして25ページをお願いします。整理番号13番になります。12番と同様の事業所用駐車場となります。変更面積は857㎡、先程同様、隣接地の同意書及び排水同意も提出されております。

続きまして27ページをお願いします。整理番号14番になります。申請地につきましては、平成10年頃から人手不足や高齢化によりまして耕作放棄地となっており現在原野状態になっており、今後も耕作予定はないという事です。変更面積は3,895㎡となっております。

続きまして28ページをお願いします。整理番号15番になります。除外後の用途は霊園及び緑地、農地区分は第1種農地に該当しますが、農地法施行令第4条第1項第2号二の1/3条項に該当しております。変更面積は852㎡ですが、全体の事業面積が1,000㎡を超えておりますので、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課の担当者とも現地確認を行いました。除外の5要件も全て満たしております。なお、隣接地の同意及び排水同意書も提出されております。

なお、この農地につきましては本年6月の農業委員会でもご審議いただきましたけど、計画内容を変更して再度申請がありましたので、前回の申請は取り下げる旨の文章が提出されておりますのでご報告させていただきます。

続きまして30ページをお願いします。整理番号16番になります。除外後の用途は駐車場及び資材置場、農地区分は第1種農地に該当しておりますが、農地法施行規則第35条第5号の1/2拡張に該当しております。変更面積は2,899㎡で、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課の担当者とも現地確認を行いました。隣接地の同意書及び排水同意は現在取得中であります。31ページは土地利用計画図となっております。

続きまして、32ページをお願いします。整理番号17番になります。除外後の用途は一戸建住宅用地、農地区分は第1種農地になりますが、農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当しております。変更面積は436㎡の内293.73㎡となっております。除外の5要件も全て満たしており隣接地の同意も提出をされております。33ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願いします。除外の案件については以上となります。

34ページからは用途変更となります。用途変更の1番ですが香南市が地権者と契約して研修用ハウスを6棟建てている農地になります。この農地と北側の道とは約1mの高低差があるため、今回進入路を整備するための変更となっております。変更面積は5,004㎡の内194.49㎡となっております。35ページは土地利用計画図となっております。

続きまして36ページ、用途変更の2番になります。変更後の用途は農業用倉庫となっております。変更面積は489㎡の内289.57㎡となっております。37ページは土地利用計画図となっております。38ページ以降は一覧になりますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議長 農林水産課の説明が終わりましたが、質問がある方は、番号を言ってからお願いいたします。何か質問はございませんか。

13番 6番ですが、隣接地の同意が出ているというのは、北側の農地ですか。

農林水産課 そうです。

8番 16番ですが、写真と計画図の位置が違っているみたいですが。計画は市道の際までになっているようですが。

農林水産課 計画図は全体の計画を示しています。写真で囲っているところが今回の除外の位置で、それ以外の箇所は農用地区域に入っていないという事です。

8番 左側は引いて計画しているという事ですか。

農林水産課 31ページの計画図に工事区域外と表示がありますが、隣のハウスからは間隔をあけて計画しております。

18番 1番ですが、私が現地を見た時には基礎のコンクリートも打って、できておりましたが、申請の時にこの状態だったのか、面積要件とか何かあるんでしょうか。転用もできていないのに、工事ができているのはどういう事でしょうか。

農林水産課 この基地局については、除外の申請中でも電気通信事業法でできることになっています。県と事前協議を行った上で取りかかっています。

18番 他法令にかかわらず、施工できるということですか。

事務局 転用の観点からの補足ですが、通常転用では市の農業委員会を通して県にありますが、農地法の中で電気通信事業に関する基地局等は農業委員会を通らず直接県と協議となっていて、除外は必要ですが転用申請はここを通らないという事です。

18番 転用申請はいらぬということですか。電気通信事業法だけですか。

農林水産課 そうです。そういった事業については他にもありますが、他に何かあるかは詳しくは把握していません。

18番 農用地区域からの除外は、後でもいいけどしなくてはならないということ。

農林水産課 そういう事です。

18番 わかりました、他にもう一点5番ですが、写真と計画図の位置関係がわかりづらい。先程もありましたが、計画図に該当箇所を表示してもらったらわかりやすいのでは。現地を確認したらわかったのですが、申請地と集合住宅の間の農地は除外されているという事ですか。

農林水産課 除外されています。その時の計画とは違ってきていますが、そのまま更地になっている状態です。今回その部分も含めて駐車場で計画されています。

1 8 番 転用は全部で出てくるという事ですか。

農林水産課 そうです。

1 8 番 位置図と計画図の位置関係がわかりづらいので当該箇所の表示をお願いしたい。それと方向も統一してほしい。

農林水産課 次回からご指摘の通り訂正いたします。

1 番 補助事業が完了してから、何年で申請ができるか確認したい。

農林水産課 土地改良事業が完了した翌年度から 8 年を経過したものとなっています。

議長 他にございませんか。

1 4 番 1 3 ページですが、用途が農業用倉庫で建築済みとなっていますが、どういう状況でしょうか。わかりづらいですが。

農林水産課 手続きをせずに倉庫を建てていたということで、法等、知らずに建築しておりましたとの内容で始末書が提出されています。

1 4 番 だいぶ前から倉庫は建っていて作業もしていたが、その時から手続きが抜かっていたという事で、申請をするという事ですね。

農林水産課 そうです。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、採決に入ります。
本日、申請協議のありました農業振興地域の農用地区域からの除外及び用途変更等案件についてお諮りします。
本案件について、除外案件 1 7 件、軽微な変更 2 件、承認される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、本案件は全て承認されました。

議長 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは事務局より説明を願います。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 5 4 番の説明を致します。

申請地は香我美町上分字小畑 2 8 0 0 番 2 外 4 筆、地目 畑及び田、面積 6 1 1 . 6 4 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。

譲受人は農地付き空家バンクの制度を利用する方です。香南市では、農地を取得するためには、取得する農地も含めて 4 0 アール以上の面積が必要になりますが、農地付き空家バンクの制度を利用する場合、1 アールで農地を取得することができます。また、農地付き空家バンクに付随する農地については、事前に農業委員会で地番指定を行っており、今回の地番については令和 2 年 4 月 2 日の農業委員会で地番指定をおこなっております。今回取得される農地の面積は 1 アール以上であり、農地法 3 条第 2 項第 5 号に定められております下限面積要件はクリアしております。その他、農地法 3 条第 2 項各号につきましても、お手元に配布しています調査書の内容どおり許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 7 番農業委員さんお願いします。

7 番 農地付き空家バンクの案件として、事務局と推進委員とで現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 5 5 番の説明を致します。

申請地は赤岡町末国 1 2 3 7 番 1、地目は田、面積は 1, 1 2 1 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 5 5 番につきましても、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 1 2 番農業委員さんお願いします。

1 2 番 ここについては、譲受人が耕作している土地で、問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号 5 6 番の説明を致します。

申請地は吉川町吉原字神母ノ丸 2 4 5 7 番外 1 筆、地目は田、面積は 1, 3 1 8 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 5 6 番につきましても、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 1 1 番農業委員さんお願いします。

1 1 番 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号 5 7 番の説明を致します。

申請地は夜須町上夜須字子キヤ 5 5 9 番外 1 筆、地目は畑、面積は 6 8 3 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号 5 7 番につきましても、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 1 9 番農業委員さんお願いします。

1 9 番 事務局、推進委員と現地を確認しました。贈与という事ですが 3 年 3 作の話も

しています。事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号58番の説明を致します。
申請地は香我美町下分字常藤3402番2、地目は田、面積は548㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号58番につきましては、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
3条5件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号28番の説明を致します。
申請地は、香我美町山北字下沢407番1と408番1、地目は田、面積は合計で1,724㎡です。
位置図及び配置図は1ページから4ページ、現況写真は1ページ・2ページをご覧ください。
申請地は、山北郵便局の南西約300mに位置し、建築条件付売買予定地、売建9区画とするものです。
農地の区分としては、「街区の面積に占める宅地の割合が40%を越えている区域内の農地」で、第3種農地に該当すると判断します。
周囲の状況は、北西は県道を挟み同意のある田、南西は同意のある田、南東は赤線・青線を挟み同意のある田、南東と北東は一部赤線・青線を挟み宅地および同意のある田です。
造成につきましては、造成地周囲には擁壁と境界框を設置して、前面県道沿いは県道と概ね同等高にし、その他は約20cm高となるよう勾配をつけて造成します。なお、建築時は、造成時より10～20cm嵩上げ予定で、新設道路の南西側および敷地内南東の赤線沿いは盛土5～20cm。新設道路の北東側は約10cm未満の切土です。
整地につきましては、新設道路はアスファルト舗装、その他は土のままです。
排水につきましては、位置図および配置図2ページおよび3ページのように、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内新設道路側溝を通り前面の県道側溝へ排水します。雨水については区画毎に雨水浸透枳を1つ設置し、溢れる分は生活

雑排水と同様に排水する計画です。

排水に関しては地元の同意と、県道管理者である高知県中央東土木事務所の同意を得ており、県道からの進入のための通路橋設置についても高知県中央東土木事務所より許可済みです。

ただし、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年11月30日に開催されました開発審査会では保留となっており、本日の時点では、今の計画で承認見込みがあるとは言えない、と香南市建設課から報告を受けています。保留の理由としましては一部技術的な内容になりますが、1つ目は、開発地南東に赤線・青線を挟んである防風林の管理について。2つ目は、地盤調査報告書の中で軟弱な土地であり、「影響が中程度」という結果が出ていることについて、です。本件の農業委員会で確認する事項としては、先ほどご説明しましたとおり、開発の条例に関するもの以外は概ね確認がとれていますが、関係法令（条例）である土地環境保全条例が保留になっている以上、この案件の処理については「次回まで農業委員会でも保留にする」べきか、それとも「開発協定が締結されることを条件に許可見込み」とするべきかも含めて協議頂きたいです。

補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 説明のとおり、保留となっているということで、防風林と地盤調査という事です、皆様で協議していただければと思います。

事務局 続きまして受付番号29番の説明を致します。

申請地は、香我美町山北字西ノカイチ920番11、地目は田、面積は943㎡のうち447.19㎡です。

位置図及び配置図は5ページから7ページ、現況写真は3ページ・4ページをご覧ください。

申請地は山北前田交差点の北西約330mに位置し、譲受人が自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、西は青線を挟み同意のある田、南は譲渡人所有の田、北は香南市道を挟み同意のある田、東は香南市用悪水路と香南市公衆用道路を挟み宅地および同意のある田です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては現況高から20cm盛土し、西側駐車場部分に擁壁を設置し、西側・東側・南側に高さ60cmブロック塀を設置します。駐車場はコンクリート敷き、バーベキュースペースおよび物干し場は砕石敷きで整地する計画です。

排水につきましては、位置図および配置図7ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側の既設水路へ排水し、雨水も同様に東側の既設水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、進入路である北側市道へのグレーチング設置については香南市建設課より許可済みであり、東側用悪水路への排水管の接続については香南市建設課と協議済みであり、現在申請中です。

補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

17番 28番ですが、防風林と地盤で問題になっているという事ですが防風林はどういう影響がありますか。

事務局 開発審査会の中で出た課題で報告があったのは、現況写真の1ページの航空写真を見ていただいたら南東方向に赤・青線を挟んで防風林があります。その管理がきちんとできるか、風で住宅に倒れてきたり、そういった事を所有者に確認ができていないかといった意見が出ているとのことでした。

17番 本来、所有者が管理すべきものでは。

事務局 その所有者が、きちんと管理してくれるか確認を取るようにとのことです。農業委員会の場合は周りの農地への影響を見ますが、開発の方は住宅ができれば、そういった影響も考えるので。

もう一点地盤の話は、こちらには上がってこない資料ですが、地盤調査の報告書が出ていて、土地が軟弱で影響が中程度という結果が出ていることについて、それで大丈夫であるかの確認をするようにとの意見が出ています。それが、地盤改良が必要なのか、杭等を打って対応するものか大規模な変更が必要になるのかが明確になっていないので保留ということになっています。

17番 もともと、あの辺りは地盤が悪いところで、実際建てる者が対応しなくてはならない事であって、許可したからという事で開発の方で責任を持つものではないと思うが、隣地についても所有者がきちんとしなければならない事ではないかと感じますが。

事務局 審査会の中で、意見が出てきたものですので、確認をしているところです。大規模な変更になるのであれば、審議しなおしになるかもしれないし、軽微な変更なら、その後に協定を結ぶことになります。農業委員会の判断についても、今の状態で次に向け直しをするべきなのか、協定が整う事を条件に許可見込みとする意見書をつけて提出すべきかを協議していただけたらと思います。

8番 地盤が悪いというのは、建築の許可が下りないという事。

事務局 地盤が軟弱で中程度というのが、改善しないといけないレベルかも含めて関係機関とも協議して調査しているという事で聞いています。

8番 農業委員会で判断しないといけない事ですか。

事務局 農業委員会の意見としての条件はないです。ただ市の土地環境保全条例の協定の写しも添付しないと県も審査をしてくれない。先程も言ったように、今日の会で、その意見をつけて県にあげるか、また来月に向け直すかを協議してもらっている訳です。地盤も建築に関してはどうかわかりませんが、位置指定道路等の構造上、後に市が受け取る事になる部分があるので、そういう観点からも構造的

にどうかという確認をしていると思います。造成自体も買主にも影響もしてきますし。

1 7 番 この東も宅地になっているところもあり、同じ地盤だと思います。ここだけが特別でないと思います。こういった所は他にもあるので、農業委員会で言う問題ではないと感じますが。

1 8 番 地盤の話は非常に難しい。開発サイドは慎重になっているのではないかと思います。今後そういった傾向は強くなっていくのではないかと思います。スムーズに許可を下すという事になりますと、開発の方向が決まってから審査した方がよいのではないかと。開発を中止することもあるし、計画高等が変わる事もあるだろうし、申請内容が変わる可能性もあるので、開発審査会を通ったという前提で先にだすのではなく方向が決まってから審査するのが良いのでは。

議長 他に質問はございませんか。

8 番 保留という事になると、どういう方向でやっていくか協議しないと、ただ保留というのはいけないのでは。

事務局 先程、それぞれの方向性の意見が出まして、農業委員会は確認する事項について審査して意見を書くという事、ただそれにも開発の協定書が添付書類の一つですので意見書には協定が締結されるのをもって、許可相当という意見になります。もう一つは開発で保留中ですので、一旦保留にしてかけ直すという意見です。

1 4 番 両方の意見も踏まえて難しい問題だと思うので、開発審査会の許可が出てからということで、保留という形がいいと思いますが。

1 1 番 地盤の話まで農業委員会で検討しなくてはいけないのか、それは開発の方です話であるのでは。

事務局 農業委員会の方で地盤について審議するものではないですが、開発の方で保留になっているので、転用についても開発が絡む場合は協定まで結んで、その写しを添付することとなっているので、県でも審議は止まります。で、委員さんの意見を聞いてどちらにするか協議をしてもらっています。こちらの協議に地盤が関係するものではないです。二つの意見について採決を取りたいですが、よろしいですか。

6 番 開発審査会で農業委員会の意見を求めていますか。

事務局 農業委員会に質問を投げかけている訳ではないです。添付の一つですので、まだ協議中ということになります。

1 4 番 開発の方で整っていないという事なので、決定していないと採決しにくい部分があるので、そちらの最終決定を待つてではないと判断しにくいと思って意見をいいました。

事務局 皆様の意見も納得できるものではありませんが、開発審査会については、来月の審査会にかけ直すものなのか、そこも決まっていな段階です。例えば軽微な変更であれば審査会にかけず、決裁を取って協定を結ぶ場合があります。農業委員会が翌月審議するという事になれば申請者にも影響がでることになります。

18番 時間が一か月後になるとかは考えなくていいのでは、地盤について農業委員会で審議するものでないにしても、他の機関が審議していることで、それを前提に許可をするというのは、あまり好ましくないと思います。どうするかという方向が決まってから、結論を出すのを待った方がいいと思います。

事務局 開発の方がどうなるかわからないという事で、図面とか差し替えになる場合があり、県が審査できないとなれば、出し直しになる事もあるので難しい部分もあると思います。

12番 農業委員会が許可できるかどうかの議論で、隣地の同意等もあって、ここで地盤や隣地の木の話で審議したことはないと思いますが、農業委員会として審査すべきことをしたら良いのでは。

議長 休憩します。
(休憩10時38分～10時50分)

議長 再開します。
(再開10時50分)

1番 今まで、こういう審議の例がありませんので、技術を持った委員がいるわけではないので、農地法に係る審議をすればよいのではないのでしょうか。

議長 1番委員から、ご意見がありました、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 休憩します
(休憩10時53分～11時1分)

議長 再開します。
(再開11時1分)

議長 それでは二つの意見についての採決を取ります。
従来のとおり審議して意見書をつけて県にあげる事に賛成の方は挙手願います。

議長 手を下ろしてください。

議長 開発審査会の決定が出てから審議することに賛成の方は挙手願います。

議長 手を下ろしてください。

議長 従来通りで審議するが13名、開発審査会の決定が出てから審議するが4名です。ですので多数により従来通り審議することに決定いたします。

議長 それではお諮りいたします。
5条2件許可に同意される方は挙手願います。

議長 賛成多数ということで、許可に同意して意見書をつけまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号40番の説明を致します。
申請地は、夜須町西山字土居山1326番1、地目は畑、面積は449㎡です。
位置図は8ページ、現況写真は5ページ・6ページをご覧ください。
申請地は、申請者の父が昭和39年4月から土地賃貸借契約により児童養護施設の宿舍用地とし、現在に至ります。なお、現在の宿舍は平成2年に建てられ、現在に至るまで利用されております。
補足説明があれば19番農業委員、会長お願いします。

19番 11月20日に推進委員と事務局で現地調査に行きました。参考事項に記載がありますが、事務局の説明どおりです。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

7番 既に建物も建っているという事で、始末書案件だと思います。

議長 他にございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決に入ります。
非農地証明1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 賛成多数により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号33番の説明を致します。
申請地は野市町父養寺字中本田664番、地目は田、面積3,000㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は売買による解約です。
続きまして、受付番号34番の説明を致します。
申請地は香我美町山北字宮ノ前1593番1外1筆、地目は畑、面積1,018㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解

約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号35番の説明を致します。

申請地は香我美町徳王子字鈴虫3256番1外3筆、地目は田、面積2,338㎡。賃貸人、借借人は議案書記載の方です。解約理由は売買による解約です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条の規定による合意解約について3件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりにして承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定11件、所有権の移転2件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について4件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりにして、その他の件について①農地のあっせん申出について事務局より説明をお願いします。

事務局 売渡しが1件出ております。香我美町徳王子になります、情報がありましたら事務局まで情報提供をお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について、発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 続きまして、②農業委員会法改正5年後調査の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農業委員会法が改正されて5年になります。全国農業会議所の方から、状況についての調査がきておりました。主な内容は選任の方法の変更で女性や中立委員、認定農業者の過半要件等により幅広い人材が登用されるようになりました。農地

の集積・集約化につきましては、皆様にもご協力いただいています、人・農地プランの実質化に向けた座談会等を通じて各地区の状況を把握しその上で担い手への集積を進めていく予定です。遊休農地につきましては、タブレットを活用して農地パトロールを行い、事務の軽減が図られている。こういった内容で報告をする予定です。

議長 説明が終わりました。この件について、発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、報告案件ですので採決はいたしません。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

12番 タブレットの話が出ましたが、中山間部に行くと位置情報等使えない場合がある。南国市がドローンを取り入れてやっているが検討してはどうか。

事務局 南国市がドローンを使って農地調査をしています。当市でもすぐはやるかどうか分かりませんが、タブレットの位置情報を改良する予定ですので、その上でドローンについては検討もしていきたいと思います。

議長 他にございませんか。

議長 他にないようでしたら、以上で第11回の香南市農業委員会を終了したいと思います。

なお、次回の農業委員会は、1月4日（月）午後1時30分から、香南市役所本庁6階604、605会議室で行いますので、よろしくをお願いします。

（ 閉会 11時18分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長